



弁護士

赤崎 雄作
(あかさき・ゆうさく)

〈出身大学〉
東京大学法学部
京都大学法科大学院
米国カリフォルニア大学
ロサンゼルス校ロースクール
(LL.M.)

〈経歴〉
2008年12月
最高裁判所司法研修所修了
(新61期)
大阪弁護士会登録
弁護士法人中央総合法律
事務所入所

〈取扱業務〉
会社法務、金融法務
渉外法務、競争法関係
民事法務、商事法務

独占禁止法改正の動向

弁護士 赤崎 雄作

1 はじめに

平成28年2月23日に、各界の有識者をメンバーとして独占禁止法研究会(以下単に、「研究会」といいます。)が開催されることとなり、その後合計15回に渡り独占禁止法の改正に向けた議論がなされてきました。その主たる目的は、昭和52年に導入された課徴金制度が現在の事業活動の実態を反映せず適正に対応できていないという問題に関し、経済・社会環境の不断の変化にも対応しうる課徴金制度のあり方について検討するというものでした。

平成29年4月に、研究会より独占禁止法研究会報告書(以下、「研究会報告書」といいます。)が提出され、研究会報告書の記載を前提に、独占禁止法改正に向けた動きが見られましたが、先般、本年度の通常国会への法案提出は見送られました。新聞報道等によれば、国会議員や法曹会から企業側の守る権利も同時に法制化することを求める声が強くなり、提出を見送らざるを得なかったとのことでした。

本稿においては、研究会報告書における重要なポイントとその問題点に触れたいと思います。

2 研究会報告書の内容及びその問題点

(1) 課徴金制度の見直しの方向性

研究会報告書においては、事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や、経済・社会環境の不断の変化に対応するため、また、事業者に調査協力インセンティブを与えるためには、法定された客観的な算定・賦課方式に従って一律かつ画一的に課徴金を算定・賦課する硬直的な課徴金制度を見直し、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当であるとして、具体的には、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度が考えられるとしています。

(2) 調査協力インセンティブを高める制度について

ア 研究会報告書の内容

違反被疑事業者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて、課徴金を減算する制度を設けるとの報告がなされています。具体的な方法としては、現行の課徴金減免制度の適用事業者数の限定を撤廃するとともに、申請期限を延長した上、減算率に一定程度幅を持たせ、減免申請者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて、公正取引委員会が具体的な減算率を決定する制度とし、課徴金の加減算対象となる調査協力行為・調査妨害行為の範囲及び減算率の決定方法を明らかにするため、必要な運用基準を策定・公表することとしています。

イ 問題点

公正取引委員会に、課徴金算定について一定の裁量を持たせる内容となっておりますが、当局による恣意的な判断となると、企業の協力も非効率なものとなり、過度な負担を与え、国民経済の発展に資するものではないと考えられます。この点、研究会報告書においては、必要な運用基準を策定・公表することとされており、同運用基準の策定に当たり、意見公募を実施する意向であるとのことですが¹、これまでの公正取引委員会の姿勢に鑑みると、恣意的な判断がなされる可能性は否定できないように思われます。企業からは、独占禁止法事案について、予見可能性を確保し、透明性・納得性を求めるとの声が聞かれますが、裁量性を導入するとすると、これらの点をどのように確保するかは必須の検討事項であると考えられます。

また、調査協力行為に関しては、大企業を念頭に置かれているものとも思われ、わが国において大多数を占める中小企業においては実務的に対応が困難である可能性も指摘できます。

(3) 手続保障

ア 研究会報告書の内容

独占禁止法違反被疑事件調査手続において、調査・処分の手続保障が確保され、権利利益の保護を図ることが重要であるとしつつ、独占禁止法の厳正な執行が確保されることが重

要であり、公正取引委員会に与えられる実態解明のための調査権限や違反行為に対する処分内容等と、調査・処分を受ける事業者の手續保障の確保は、バランスが取れたものである必要があるとしています。

弁護士・依頼者間秘匿特権について、課徴金減免制度が拡充された場合、課徴金減免申請を行うために弁護士に相談するニーズがより高まると考えられるため、新たな課徴金制度をより機能させる観点から、公正取引委員会は、運用において、新たな課徴金減免制度の利用に係る弁護士とその依頼者(事業者)との間のコミュニケーションに限定して、実態解明機能を損なわない範囲において、証拠隠滅等の弊害防止措置を併せて整備することを前提に、秘匿特権に配慮することが適当である、としています。

イ 問題点

手續保障の観点(得に弁護士・依頼者間秘匿特権の観点)が、今年の通常国会への法案提出が見送られた最大の要因であると思われます。そもそも、研究会報告書において提案されていた弁護士・依頼者間秘匿特権は、減免申請者に限定し、運用で認めるというものでした。

減免申請をするかしないかは企業にとって重大な決断であり、また、独占禁止法違反に該当するか否かは非常に判断が困難であることも多いため、その決断には専門家である弁護士の関与が期待されること、結果として減免申請をしなかった場合には、弁護士・依頼者間秘匿特権が認められないこととなります。

また、運用で認めるという点についても、外国当局との関係で主張できるものであるのか疑問が残ります。企業活動のグローバル化が進んでいる現在においては、独占禁止法の問題も日本国内に留まるものではなく、世界各国における競争法を意識した対応が求められます。その中で、日本における弁護士・依頼者間秘匿特権が不十分であるがゆえに、専門家の意見を求めることを躊躇するという事態が生じてしまうと、わが国の国民経済の発展を阻害する結果にもなりかねません。

自動車部品のカルテルの摘発に関し、日本企業が欧米当局のターゲットとなったことは記憶に新しいところですが、弁護士・依頼者間秘匿特権が認められた米国等においては弁護士・依頼者間秘匿特権が認められるにも関わらず、日本においては認められないことが問題視されました。特に各国の当局が情報交換を行っている現在においては、果たして運用として弁護士・依頼者間秘匿特権を認めるということで足りるのか十

分な検証が必要です。

(4) その他

研究会報告書では明確に論じられてはいない部分ですが、上記(3)で触れた手續保障は、あくまで事業者たる企業の手續保障に関する問題ですが、当該問題とされる行為に関与した従業員個人の手續保障についても検討がなされなければならないと考えられます。

すなわち、研究会報告書で掲げられた調査協力インセンティブを高める制度が実施される場合、減免申請をする事業者による社内調査の重要性がより高まることになると考えられますが、当該社内調査の局面において当該問題とされる行為に関与した従業員は、事業者側から調査を受けることとなります。その際、当該従業員個人の手續保障も重要であり、事業者からは独立した弁護士が同従業員の権利擁護できるような配慮が必要になると考えられます。

3 終わりに

今年の通常国会への独占禁止法改正法案提出が見送られたことにより、一旦独占禁止法改正の動きは仕切りなおされることとなりますが、公正取引委員会としては方向性に問題があるわけではないとしており、今後の動向が注目されます。



1『独占禁止法の課徴金の見直し』宇賀克也(ジュリスト2017年9月号14頁)